

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

本年4月に、東京都豊島区池袋で87歳の高齢者が運転する自動車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による同様の事故が続いています。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純な操作ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の自動車運転免許証保有者が、令和4年には100万人ふえて約663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成29年施行の改正道路交通法で、75歳以上の自動車運転免許証保有者は違反時や自動車運転免許証更新時に認知機能検査を受けることを義務づけましたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題です。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として自動車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に自動車運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保も欠かせません。

よって、国におかれましては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家公安委員会委員長